

(別紙 1)

令和 3 年 11 月 8 日
公益社団法人米穀安定供給確保支援機構

令和2年産米 売り急ぎ防止支援事業の実施についてのご案内

公益社団法人米穀安定供給確保支援機構（以下「米穀機構」という。）は、令和 2 年産米の売り急ぎを防止し、年間を通じた安定販売を図るため、生産者や集荷団体の長期計画的な販売を支援する下記の事業を実施します。

記

1 事業内容

- (1) 米穀機構は、契約等に基づき計画的に出荷される米穀の保管等に要する経費の一部を支援します。
- (2) 支援対象米穀は、実需者・卸売業者等との契約等に基づき、令和 3 年 11 月 1 日以降に出荷されるなど、長期・計画的に出荷される令和 2 年産の米穀です。
- (3) 支援する額は、
保管経費：624 円/トン・月（定額、4 分の 3 相当。）
金利：実際の生産者への概算金等の支払額に対する資金借入に係る金利の 4 分の 3
集約経費（保管のための倉移し等に要する経費）：3,060 円/トン（定額、4 分の 3 相当。）
です。
なお、当該米穀が、国等から同様の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等相当額を控除して支払います。

2 支援対象者

農業者、農業者から令和 2 年産の米を集荷した集出荷業者又は当該集出荷業者の全国団体

3 支援対象数量

令和2年産米 27万トン程度

4 応募方法

米穀機構ホームページの特設 URL に掲載する申請様式に必要な事項を記入の上、メール等に添付するか、印刷して郵送してください。

申請の際には、契約当事者双方の押印がある契約書等の写し、請求の際には出荷伝票、在庫伝票等の写しを必ず添付してください。

なお、記入にあたってご不明の点があれば、下記の連絡先にお問い合わせください。

申請の締切は、下表のとおりです。

期	取決め（契約等）で出荷する時期	取決め（契約等）を行った時期	申請期限
I	令和3年11月1日から令和4年3月31日まで	令和3年9月30日まで	令和3年12月31日
II	令和4年4月1日から令和4年10月31日まで	令和4年3月31日まで	令和4年4月30日
III		令和4年4月1日から令和4年9月30日まで	令和4年10月31日

5 連絡先

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構（米穀機構）
安定供給支援事業部

URL：<https://www.komenet.jp/uriisogiboushi/>

〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町 15 番 15 号

電話：03-4334-2165

Fax：03-4334-2168

部長 絹川 登志雄 (kinukawa_toshio@komenet.jp)

担当 山崎 喜市 (yamazaki_kiichi@komenet.jp)